

【平成28年第4回定例会 文教委員会委員長報告資料】

平成28年12月15日 文教委員長 松原 成文

- 「議案第169号 県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」
- 「議案第171号 川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」
- 「議案第172号 川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」
- 「議案第173号 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について」
- 「議案第202号 川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《一括審査の理由》

いずれも県費負担教職員の給与負担等の移譲に関する内容等であるので、5件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

* 県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴い措置される財源の見通しについて

県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う財源は、国庫負担金が約125億円、税源移譲による個人住民税所得割分が約400億円と見込んでいる。そのほか、交付税措置等による部分が約30億円見込まれるが、平成29年度に本市が普通交付税交付団体となるか否かは、来年7月に正式に決まるものであるため、現時点で財源として充てられるかの判断は困難である。

* 本市が普通交付税不交付団体となった場合に交付税措置等で見込まれている約30億円の財源について

本市が仮に普通交付税不交付団体となった場合には、交付税等の財政措置として見込んでいる約30億円については、税等の一般財源となる。

* 確実な財源の確保に向けた本市の取組について

財源の確保については、先日、政府与党による来年度の税制改正大綱が示されたところでもあるため、引き続き国の動向を注視しながら、あらゆる機会を捉えて、確実な財源の措置について国へ要望していきたいと考えている。また、移管に伴い生じるシステム改修経費及び移管準備に伴う人件費等の経費については、給与費とは別枠で要求をしており、これについては、特別交付税により措置されるよう、国へ要望を行っていきたい。

* 財源の確保に係るこれまでの国への要望行動について

公式な国への要望としては、毎年、指定都市市長会・指定都市議長会の連名により要望行動を行っており、また、事務レベルでは、財政局による度重なる要請活動を実施している。

* 県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴い実施するシステム改修に係る経費及び改修内容について

システム改修については、平成27年度及び28年度で計1億9,565万円を投じている。改修内容としては、市職員の給与等を管理している「人事給与システム」、「職員情報システム」、「旅費管理システム」及び「健康管理システム」の4つの既存システムに、市費職員として新たに移管される県費負担教職員のデータを取り込むための各種改修作業となっている。あわせて、小学校、中学校及び特別支援学校へ950台程度の計画配置パソコンを増設する予定である。

《意見》

- * 確実な財源措置に向けた国への要望については、政令市で連携することも必要であるが、今年度、本市が普通交付税不交付団体となったことなどを踏まえ、本市独自の要望行動についても、これまで以上に積極的に実施してほしい。
- * 県費負担教職員の給与負担等の移譲を理由として、県費負担教職員の給与及び勤務時間その他の勤務条件等を変更又は切り下げる形で本市の条例に統合しようとするには納得ができないことから、議案第169号については賛成できない。
- * 県費負担教職員の給与負担等が移譲されることに伴う必要な措置として、教員特殊業務手当の支給対象の追加、特別支援学校業務手当及び夜間学級業務手当の新設を行うことから、議案第171号には賛成である。
- * 県費負担教職員の給与負担等が移譲されることに伴う育児休業等に関する所要の整備及び川崎市職員の配偶者同行休業に関する条例の施行に伴い、所要の整備を行うため改正することから、議案第172号には賛成である。
- * 給料月額の下げを行わずに、県費負担教職員と同水準の退職手当額を維持することが重要であるとの立場から、県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う給料月額の減額を前提とする議案第173号には賛成できない。
- * 県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴い、退職手当や年金に影響を及ぼす給料月額の減額等を行うことから、議案第202号には賛成できない。

《議案第169号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第171号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第172号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第173号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第202号の審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第175号 川崎市スポーツセンター条例及び川崎市スポーツ・文化総合センター条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第176号 川崎市国際交流センター条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 駐車場利用料金の導入に際し一定時間を無料の扱いとすることについて

川崎市国際交流センターの駐車場に利用料金を導入するに当たり、利用時間のうちの一定時間を無料とする取扱いに関しては、現在、内部で検討を進めている。具体的な時間については、他の本市施設と同程度の1時間を目安として考えており、今後、指定管理者と調整を行っていく。

* レストラン利用者の駐車場利用料金の取扱いについて

川崎市国際交流センター内のレストランの利用については、会議室等の利用と同様に、施設の利用となるため、レストラン利用者の駐車場利用についても、一定時間を無料の取扱いとすることを考えている。

* 障害者が施設を利用する際の駐車場利用料金の取扱いについて

障害者が川崎市国際交流センターを利用する際の駐車場利用料金については、他の本市施設と同様に、無料の取扱いとすることを考えている。

《意見》

* 川崎市国際交流センターへの駐車場利用料金の導入については、利用時間のうち一定時間を無料とする取扱い及び障害者の利用料金を無料とする取扱いを考えているとのことであるが、これまで無料であった駐車場に利用料金を導入することは、施設を利用する市民の負担増となることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第187号 川崎市高等学校奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 条例改正により対象が拡大することを踏まえた来年度予算の考え方について

これまでは申請状況が予算を上回った際には採用基準を設定し、予算を超えない範囲において成績上位の方から支給対象としていることから、申請基準を満たした方全員には支給できていない現状がある。来年度に向けては、申請基準と採用基準の乖離がなくなるよう、必要な予算の確保に努めていきたい。

* 今年度の募集要項の中で応募状況によって採用基準が申請基準を上回ることに記載されていることについて

募集の段階から申請基準と採用基準の乖離の可能性について記載することは適切ではないと考えるため、来年度の募集要項においてはそのような記載とならないようにしていく。

* 入学支度金の募集要項に議会の議決により予算の減額又は削除があった場合に奨学生として採用されない旨の記載があることについて

今年度の募集要項に記載している当該文言については、来年度の募集要項においては削除している。

- * 今年度において申請基準内であるにもかかわらず支給対象とならなかった人数について

今年度、申請基準内であるにもかかわらず支給対象とならなかった人数は、入学支度金については49人、学年資金については202人であった。

- * 支給基準に達する生徒が想定を超えた場合の対応について

申請要件としては、住所要件、成績要件のほかに所得要件もあるため、申請基準に達する方が急激に増えることは想定していないが、申請基準を満たした生徒全員が奨学金を受けられるように、次年度の予算要求に当たって関係局と協議を行っていききたい。また、条例では、奨学生は予算の範囲内において決定することとなっていることから、予算の範囲内において様々な手法を検討していききたいと考えている。

《意見》

- * 奨学金支給制度の運用に当たっては、経済的に困窮している方々に必要な措置がしっかりと図られるよう取り組んでほしい。
- * 奨学金支給制度の運用に当たっては、子どもを育成することに重点を置き、申請基準を満たす全ての生徒に支給されるよう、柔軟な取組を進めてほしい。
- * 成績要件に平均よりも高い基準を設定することは、経済的困難を理由に、中学校の段階から能力を開花できていない生徒を除外することになると考えるため、成績要件の在り方については今後検討をしてほしい。
- * 奨学金支給制度をより良いものとしていくために、申請基準内であるにもかかわらず採用されなかった生徒の追跡調査を実施するなど、実態を把握するための努力をしてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第198号 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の駐車場の現状について

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の駐車スペースとしては、1階部分に障害者用1台分を含む10台分を確保している。以前は電話予約をした上での利用となっていたが、現在は満車・空車表示器を設置し、先着順での利用となっている。また、満車の場合は、イベント開催時等において荷物の搬入・搬出用に1台分のスペースを確保し、時間を限定して止められるように対応している。

- * 指定管理者の選定に当たり指定管理予定者を高く評価した点について

指定管理予定者からは、地域コミュニティの活性化、子ども・子育て支援の充実及び高齢者支援の取組に関する具体的な提案があり、選定に当たってはそれらの提案を評価した。

- * 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の調理室の稼働状況について

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の調理室については、午前、午後及び夜間

の3つの時間帯で貸出しを行っているが、平成27年度実績では平均24.1%の稼働率であった。

*** 指定管理予定者から提案のあった子ども食堂の内容及び実施に向けた取組について**

指定管理予定者から提案のあった、川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の調理室を活用した子ども食堂の実施については、新規の事業となるため、詳細については今後、指定管理予定者と協議していきたい。

*** 指定管理予定者が横浜市鶴見区で既に実施している子ども食堂の活動内容について**

指定管理予定者が横浜市内のコミュニティセンターにおいて、本年4月から実施している子ども食堂については、食材を提供していただくボランティア及び調理をしていただくボランティアに声掛けを行い、協力を得ながら実施していると聞いている。

《意見》

*** 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設は、車での利用が多い施設であるため、駐車場の確保に関しては関係局が連携して取組を進めてほしい。**

*** 子ども食堂の実施に当たっては、他都市における先駆的な取組等を参考にしながら指定管理予定者と協議を進めてほしい。**

《審査結果》

全会一致原案可決

○「請願第25号 川崎市内保育需要の増大に対応するため、新設保育所の4、5歳児保育室等を活用した1歳児クラスの保育所定員枠の拡大に関する請願」

《請願の要旨》

市内保育需要の増大に応えるため、新設保育所の4、5歳児保育室等を活用し、1歳児クラスの保育所定員枠の拡大を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

本市は依然として、就学前児童数が増加しており、平成21年4月から本年4月までの7年間で約2,800人の増となっており、保育所等の定員についても、7年間で約1万1,000人の定員増を図っているが、利用申請者数もほぼ同数の増加が見られる。

保育所等利用申請者数の推移としては、平成26年4月から本年4月まで、申請者数は全年齢で増加し、中でも1歳児の申請者数と増加数が共に一番多い状況である。本年4月の入所保留児童数は、1歳児、0歳児、2歳児の順に多く、特に1歳児は1,329人と全体の半数以上を占めており、また、0～2歳児の低年齢児が入所保留児童数の約95%を占めている。

待機児童対策を取り巻く主な課題としては、「利用申請者数の大幅な増加」、「保育所整備をめぐる環境の変化」、「保育従事者の増加に伴う保育の質の確保」が挙げられるが、こうした課題を解決するために「待機児童対策の取組の3本柱」として、「多

様な手法を用いた保育受入枠の確保」、「区役所におけるきめ細やかな相談・支援」、「保育の質の担保・向上」を掲げているところである。基本的に、待機児童対策に特効薬はなく、こうした取組を継続していくことが何より重要であるため、現在も取組を推進している。

取組の3本柱のうち、「多様な手法を用いた保育受入枠の確保」については、来年4月に向けて、現時点で地域型保育等を合わせて1,826人分の定員増を予定している。また、低年齢児の保育需要に対応するため、地域型保育の拡充や既存園における0歳児の新規受入れの定員増も予定しており、認可保育所における超過受入れの促進についても、本年4月は0～2歳児までで計770人分の超過受入れを行ったところであるが、更なる受入れを目指して事業者との調整を進めている。さらに、低年齢児の利用が約7割を占める川崎認定保育園については、今後も質が担保された保育施設を認定し、低年齢児の保育需要に対応していく。幼稚園の一時預かりや長時間預かり保育の拡充については、対象施設を更に拡大できるように、幼稚園側との調整を進めている。また、小規模保育事業の定員要件緩和についても、国が緊急対策で示した定員要件緩和策を活用し、22人までの超過受入れについて施設と協議を進めているところである。

新設保育所等の空き保育室を活用した低年齢児受入事業の実施については、本市でも従来から他都市事例を参考に検討してきた経過があるが、時限的な受入れのため、実施には至っていなかった。こうした中、国の緊急対策で緊急的な一時預かり事業等の活用が示されたこと、また、本年4月に利用申請者数が過去最多を更新し、待機児童が発生した状況も踏まえ、今年度も引き続き実施について検討しているところである。

今回、検討案として示した「平成29年度川崎市年度限定型保育事業」は、新規開設又は開設2年度目の認可保育所のうち、本事業を実施する施設において、4、5歳児枠が定員に満たない場合の空きスペースと保育士を活用し、利用調整の結果、入所保留となった1、2歳児を対象に年度限定で緊急一時預かり事業を行うものである。

対象児童は保育所等の利用申請を行い、入所保留となった市内在住の1、2歳児とするが、1歳児の受入れを優先し、受入枠が1歳児で埋まらない場合に2歳児を受け入れる想定である。

利用期間としては、事業を実施する場合、初めての取組となるため、今回は来年4月からの1年間とし、年度途中で空きが出た場合は年度末までの受入れを可能にしたいと考えている。これに関連し、利用期間終了後の利用申請の取扱いとしては、年度限定の事業であるため、利用者は次年度の保育所等利用申請が必要になるが、他の認可外保育施設から認可保育所等への入所を希望する方と同様に、利用調整において2点を加点することを検討している。

利用料金の考え方としては、児童一人当たりの運営費月額が今年度の実績ベースで14～15万円程度であり、国の緊急一時預かり事業における国基準運営費は月額約9万5,000円であるため、その差額となる保護者負担相当額の約5万円を平均水準とし、世帯所得別の応能負担額を3～4段階程度に分ける方向で考えてい

るが、認可保育所への入所が保留となった方が対象となるため、他都市との均衡や川崎認定保育園を利用する方々の負担も考慮して設定したいと考えている。また、利用料金は保護者が施設に直接支払うこととし、延長保育料や補食代等の実費徴収も施設に直接支払う方式を考えている。

申込・選考方法については、実施予定施設、受入人数、募集期間等を第1次利用調整結果通知の発送以後に公表することとし、利用希望者は、実施施設に直接申し込むこととする。入所選考は、市の利用調整基準を参考とした方式で、実施施設が行う方式を考えている。

事業実施に当たっての課題としては、世帯所得別の利用料金の設定方法や入園前健診の実施方法、除去食申請・与薬申請の取扱い、障害児の受入れ等、健康管理委員会での審議の手法、利用申請者の居住地と実際に本事業を実施する施設との距離や利便性の問題などがある。

これらを踏まえた請願に対する本市の考え方としては、年度限定型保育事業は本年4月に国の緊急一時預かり事業が制度として充実し、財源確保の課題が緩和されているが、時限的な受入れである以上、利用者が翌年度に再び他の保育所の利用申請を行う必要があるなどの課題がある。そのため、来年4月の実施については、今後の利用調整の状況等を勘案しながら、慎重に検討を進め、平成29年1月末までに実施の有無を最終決定していきたいと考えている。

《主な質疑・答弁等》

* 本年4月から10月における利用申請者数の増加数について

4月以降の大型マンションの入居などの影響により、10月時点の利用申請者数は4月時点と比較し、1,717人増加している。

* 本年4月時点と10月時点における就学前児童の利用申請率の比較について

本年4月時点における利用申請率は33.68%であったが、10月時点の申請率は4月時点よりも増加している。

* 新設保育所における1、2歳児枠及び4、5歳児枠の状況について

新設保育所で生じる4、5歳児枠の空きについては、低年齢児の将来の受入枠として必要なものであると認識している。現在、その4、5歳児枠の保育士を活用し、低年齢児の条例基準範囲内での定員超過受入れを実施している。

* 現時点における4、5歳児枠の空き状況について

10月31日時点の状況では、4、5歳児枠に795人の空きがある。

* 国における待機児童の定義の見直しについて

国において、本年9月から待機児童の定義の見直しに係る検討を始めている。現時点では、改正の時期や内容などの詳細は示されていないが、国のヒアリング等において、本市の状況を伝えており、本市が抱える状況等も踏まえながら今後国が検討を進めることなどを、国に要望している。

* 現在の状況で今回の検討案を実施した場合の受入可能人数について

検討案の段階で新規開設及び開設2年度目の保育所に対し、事前に意向調査を行ったところ、約60人分について受入れの実施を検討するとの回答があった。

* 年度限定型保育事業において1歳で入所した子どもが同じ施設に継続して入所で

きる可能性について

本事業は1年間の年度限定の緊急一時預かりとなるため、翌年度の保育については、再度利用申請をしていただくことが必要であるが、その際に他の認可外保育施設利用終了者と同様に、利用調整における2点の加点を行うことを検討している。

* 入所できる期間を最低でも2年間とすることについて

現段階では新設保育所のうち、どれだけの施設で事業実施が可能かということが明確になっていないことや、事業者にとっても初の試みとなるため、事業初年度から入所期間を2年間とすることは困難であると考えている。

* 年度限定型保育事業における時限的な受入れ及び利用料金の設定の基本的な考え方について

検討案では、新規開設又は開設2年度目の認可保育所のうち、4、5歳児枠が定員に満たない場合の空きスペースと保育士を活用し、入所保留となった1、2歳児を対象に緊急一時預かり事業を行うものであるが、入所した低年齢児の年齢が上がると、空きスペースがなくなってくるため、一時預かりの期間としては1年、長くても2年が限度と考えている。また、利用料金の設定については、国が低年齢児を持つ保護者の負担に対応するために緊急一時預かり事業の補助制度を拡充した経緯があるため、本事業の利用料金は月額5万円を基準に、世帯所得別の応能負担額を設定する方向で検討している。

* 年度限定型保育事業における年度途中での受入れについて

年度途中で空きが生じた場合には、翌年3月までは年度途中の受入れをできるようにしたいと考えている。

* 通常の利用調整で入所した1、2歳児の保育料と年度限定型保育事業で入所した1、2歳児の利用料金の違いについて

本事業は、認可保育所が個別に実施する特別保育事業となり、通常保育事業とは制度的な違いがある。このため利用料金は市が決定するのではなく、市の27段階の保育料金額表を簡略化した3～4段階の金額表に基づき、両者の金額が均衡するような形で施設が決定することを想定している。

* 保育所が利用料金を決定する際のガイドラインの整備について

認可保育所における本事業の利用料金の決定に当たっては、認可保育所の保育料との整合性を図るため、本事業を実施する施設に対して利用料金計算のマニュアルを配布するなどの対応を考えている。

* 募集開始のスケジュールについて

認可保育所の第1次、第2次利用調整により入園児の人数が確定した後に、年度限定型保育事業による1、2歳児の受入れが可能な施設が確定するため、募集開始は2月下旬から3月上旬になると考えている。

* 事業の周知及び広報について

今回の年度限定型保育事業については、利用申請の動向を見て平成29年1月末までに実施の有無を判断していくが、第1次利用調整で入所保留となった方に対しては、保留通知への案内の同封や区役所窓口でのアフターフォローの中で、

本事業の案内を実施していきたい。また、第2次利用調整後に具体的な実施施設や受入枠が確定した段階においても、対象者に周知していく方策が必要になると考えている。

*** 事業実施時における保育環境の整備について**

今回の年度限定型保育事業を実施する際には、川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等に定める保育士配置基準及び面積基準を順守して行っていく。

*** 4、5歳児の合同クラスで保育を実施する際の配慮について**

現在、認可保育所の中には日常保育においても教育的な効果を目的として、異年齢保育を実施している施設がある。4、5歳児の合同保育は子どもにとって効果的な生活を生み出す面もあるため、合同保育を実施する施設に対しては、4、5歳児の保育計画をしっかりと策定するよう指導していきたいと考えている。

*** 意向調査における施設側からの意見について**

意向調査を行った施設からは、通常の1歳児の保育室とは異なる規格の4、5歳児室を活用した保育の実施については、今後検討が必要との意見があった。

*** 公有地・民有地を活用した認可保育所の増設を基本に待機児童対策を進めることについて**

待機児童解消に向けては、認可保育所の整備も含め、小規模保育事業の定員拡大や幼稚園の一時預かりの長時間化、障害を持つ児童の受入れ、入所保留となった方へのアフターフォローの徹底など、保護者に対して多くの選択肢を示せるよう進めていきたいと考えている。

*** 今回の事業で活用する国の緊急一時預かり事業の補助金を別の一時保育事業に活用することについて**

今回の国の補助事業の拡充は、緊急一時預かり事業のための制度であるため、これまでも実施している一時保育事業への補助金の活用は難しいものとする。

*** 待機児童が解消された場合の本事業の考え方について**

保育施策の実施に当たっては、保育の継続性が非常に重要と考えており、現在、認可保育所における低年齢児の超過受入れを拡充する方向で予算要求等を進めているところである。今回の年度限定型保育事業については、利用調整状況等を勘案し、まずは来年度における実施の有無を見極めていきたいと考えている。

《意見》

*** 事業初年度から利用期間を2年間とすることは困難であるということは理解するが、事業実施後の改善については検討を進めてほしい。**

*** 低年齢児を持つ産休・育休中の母親たちのニーズに対応するため、年度限定型保育事業については是非実施してほしいが、待機児童対策については、公有地・民有地を活用した認可保育所の増設を基本に進めてほしい。**

*** 国における待機児童の定義の見直しに当たっては、本市と周辺都市の待機児童に係る状況を国に伝え、制度の見直し及び拡充も含めて要望してほしい。**

*** 本事業を実施する際の周知等については、入所保留となった保護者の精神面等にも配慮した丁寧な対応を行ってほしい。**

* 年度限定型保育事業の実施に当たっては、利用料金の設定金額と認可保育所の保育料で差が生じないように、施設の状況をしっかりと把握するよう努めてほしい。

《取り扱い》

- ・ 多様な保育を実施していくといった本市の考え方及び今回示された年度限定型保育事業検討案は、本請願の趣旨に沿うものと考えため、本請願は採択すべきである。
- ・ 今回示された年度限定型保育事業検討案については、請願の趣旨に沿うものであり、実施に向けてしっかりとした制度構築をしていくべきと考えため、本請願は採択すべきである。

《審査結果》

全会一致採択